Y_{12} ＝ 0.019

Y_{13} ＝ 0.016

α　第2号算式の符号αに同じ

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.014

AA_{15} ＝ 0.024

AA_{16} ＝ 0.025

AA_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成10年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_{10} ＝ 0.066

AC_{11} ＝ 0.069

AC_{12} ＝ 0.062

AC_{13} ＝ 0.049

Y_{12} ＝ 0.019

Y_{13} ＝ 0.016

α　第2号算式の符号αに同じ

Z_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るもの（平成14年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

AA_{14} ＝ 0.024

AA_{15} ＝ 0.024

AA_{16} ＝ 0.025

AA_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.012
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

AA_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.015
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.028

AA_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.016
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

AB_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと農道緊急整備事業に係るものの額（平成9年度から平成20年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

AC_9 ＝ 0.067

AC_{10} ＝ 0.072

AC_{11} ＝ 0.069

AC_{12} ＝ 0.062

AC_{13} ＝ 0.049